\bigcirc 文 部 科 学 省 令 第 号

+ $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 博 条 物 第 館 法 項 昭 第 和 + + 六 五 条 年 並 法 律 U 第 12 第 三 百 十 八 + ___ 五. 条 号) 第 第 項 及 五. 条 び 第 第 項 項 第 \mathcal{O} 規 --- 号 定 に 及 基 び 第 づ き、 \equiv 号 、 博 第 物 六 館 条 法 第二 施 行 号 、 規 則 第 \mathcal{O}

令 和 五. 年 月 + 日

部

を

改

正

す

る

省

令

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

8

る。

文 部 科 学 大 臣 永 出 桂 子

博 物 館 法 施 行 規 則 \mathcal{O} ___ 部 を 改 正 す る 省 令

次 博 \mathcal{O} 物 表 館 法 に ょ 施 り、 行 規 改 則 正 昭 前 欄 和 12 \equiv 掲 + げ 年 る 文 規 部 定 省 令 \mathcal{O} 傍 第 線 + を 兀 付 号) L 又 は 破 __ 線 部 で 囲 次 λ だ 部 分 に 改 を \sum_{i} 正 す れ に 順 次 対 応 す る 改

 \mathcal{O}

を

 \mathcal{O}

ょ

う

る

正

後

欄

に

掲

げ

る

規

定

 \mathcal{O}

傍

線

を

付

L

又

は

破

線

で

开

W

だ

部

分

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

 \Diamond

改

正

前

欄

及

び

改

正

後

欄

に

対

応

部 L 分 7 12 撂 係 げ る る そ 記 載) \mathcal{O} 標 に 記 部 重 分 傍 線 連 を 続 付 す L る た 他 規 \mathcal{O} 定 規 定 以 لح 下 記 号 に 対 象 ょ 規 ŋ 定 __ _ 括 لح L 7 1 う。 撂 げ る は 規 定 そ 12 \mathcal{O} あ 標 0 7 記 部 は 分 そ が 同 \mathcal{O} 標 記 \mathcal{O}

t \mathcal{O} は 当 該 対 象 規 定 を 改 正 後 欄 12 撂 げ る t \mathcal{O} \mathcal{O} ょ う 12 改 \otimes そ \mathcal{O} 標 記 部 分 が 異 な る t \mathcal{O} は 改 正 前 欄 12

撂 げ る 対 象 規 定 を 改 正 後 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定 لح L て 移 動 L 改 正 前 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 後 欄 に

 $\sum_{}$ れ に 対 応 す る ŧ \mathcal{O} を 掲 げ 7 1 な 11 ŧ \mathcal{O} は れ を 削 ŋ 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 に

れ に 対 応 す る Ł \mathcal{O} を 掲 げ て 1 な 1 ŧ \mathcal{O} は ح れ を 加 え る

第二条 前条に掲げ 第二条 前条に掲げ 一項に規定する情 所県若しくは指定した かた施設を含む。 以下同じ。 一項に規定する情 がう。以下同じ。 一項の規 がき責となる資 等二章 学芸 を有する者)。	目 (所) 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 三 章 章 章 章 章 章 章 章	
は同等以上の学芸員補の資格 芸員及び学芸員補の資格 芸員及び学芸員補の資格 一項第三号の規定により学芸員となる を前等以上の学芸員となる を有する者と同等以上の学力及び経 芸員及び学芸員補の資格 芸員及び学芸員補の資格 芸員及び学芸員補の資格 芸員及び学芸員補の資格 芸員及び学芸員補の資格 芸員及び学芸員補の資格 芸員及び学芸員補の資格 芸員及び学芸員補の資格 芸員及び学芸員補の資格 芸員及び学芸員補の資格	改正後 改正後 改正後	
(博物館実習) (博物館実習) (博物館実習) (博物館実習) (博物館実習) (博物館実習) (博物館実習) (博物館実習) (博物館実習) (博物館実習) (博物館実習)	日次 第二章 博物館に関する科目の単位(第一条・第二条)第二章 博物館に関する科目の単位(第十八条)第二章 博物館に関する科目の単位(第一条・第二条)第五章	

- る

であつて 得 学校教育法施行規 第百 たも 五. 大学にお + - 五条第 V 則 項 (て博物館 号のいず 和二十二年 に関 する科 れ 文 カュ 部 に 目の単す 省 令第 る + 位 を者

定」という。 この章に定 8)の合格 る試験認定又は 者 審査 一認定 (以 下 資 格

期日 等)

第 臣四 定施 は行 少なくとも 二年に 回、 文 部 科 学 大

2 り公示する。 (資格認定の作がじめ、インターのである) (資格認定の作ができません) (資格認定の作 公示する。 インタ 施] 行 ネ期 ツ 日 1 場 \mathcal{O} 利 所 用 及 そ び の出 他 願 0 \mathcal{O} 期 適 切 限 な 等 方 は 法 にあら

第

受けることができる男五条 次の各号のいの (試験認定の受験資 五 る。 が資格) かに 該 当 す Ś 者 は 試 験 認 定 を

きる第一 第一 学校 教 項 本文 0) 規 昭 定 和 に より + 大学 年 法 院 律 12 第 入 学 + す 六 뭉 ることが 第 百

実務を含む。以下「博物る事業に関する実務(法 れかに 大学に二年 を行つた経験を有するも (学校 収 集 該当 教 あ 育法 保管 つて す 以 る者を含む 施左 展示及び 規則し 「博物館資料関係実務」「は第五条第二項に担 年 以 て六十 第 の調査研究その他外上博物館におけ 百 五 第九条第三号ロにおい 十二五単 + 五条第二 十位以上 務」 ける博物館資 他これと関 、」という。 一に規定する職 一 一項各号のい て

実務を ることの 行 育 法 0 で た きる者であ 第九十条第 経 験 を 有 す るも 項 0) 四年 規定により大学に入学 0) 以 上 博 物 館 資料

[号を削る。四 [略]

[号を加える。認定」という。 合格者とする

[号を加える。

一 第 の 質 り 条 ぎ 資格認定は、毎認定の施行期日等 毎年少なくとも各一 回 文部 科学大 臣

適宜な方法によつて公示するも 資格認定の 公告する。 日、 ただし 場所及 のとする 特び 別の 出 願 事 0) 期 情 が 限 あ 等 る場 は ※合に あ 5 は カュ

2

第五条 次の各号のいずれることができる。 (試験認定の受験資格) ħ かに該当 する者 は 試 験 認 定定を

する学位を含む。 第二条の二の 学士 の学位 表に規定する専門(学位規則(昭和 第九条第三号イにおいて同じ。)を有す規定する専門職大学を卒業した者に授与 十八 年 文部 省 令 第九号)

二年以上学芸員補の職(法第五条第二項大学に二年以上在学して六十二単位以 以下同じ。 にあつた者 に規定する職を含

[号を加える。

関

四三 同 上

年以上学芸員補 の職にあ

受け

Ŧī. 略

六 (条試 験 認定 略 0 方 法 及 び 試 験 科 目

略」

3 2 第 試験 科 目 は 次 表に 定 めるとおりとする

博博博博 物物 物物 物 物 物 涯 館館經概料料當論 学 館館 教展 習 育 報 示 概 論線保論論 論 存 デ 論 イ 試 論 験 科 目

第 一次のいずれかに該当せ受けることができる。第九条(次の各号のいずれかのを発のいずれか) かに 該 当する 者は

資 一験を有い 者 であ つて、 するも 年 以 Ŀ 博 る 物

イ|館 施 修 学位規 行 士 規 則 第 美務を行つた経験がに該当する者 又 は 昭 百 五. 和二十 専門 十六条各号 職学 八 位を有を有 0) を有する者(学校教育法 ١V ず 省令第 れ カ に該当する者 九 号) によ

> 五. 同 上

第六条 [同上] (試験認定の方 験認定の方法 及 び 試 験 科 目

3 2 第 [同上]

試験科目は、 次表に定めるとおりとする。

也学	生物学	化学	物理	自然科	民俗学	考古学	美術史	選択科目 文化史	博物館	博物館	博物館	博物館	博物館	博物館	博物館	必須科目 生涯学	静	
				然科学史		*			情報・メディア論	教育論	展示論	資料保存論	資料論	経営論	概論	, 習概論	利	
					\equiv	者の選	ちか	科 目							全科目	上記科目の	必要科目	部 題 記 気 ク

審 査

認

定 を

第 のた者 学位を有する者 学位を有する者 学位を有する者 きの験 るが資 れ か に 該 当 す る 者 は 審 査 認 定

を

る者 であ る 修 ± 若 L < 一年 は Ü 博 上学芸員補 士: 0) 学位又は 0) 職にあ

る 者大学 及正 位 び九規 外年則 国勅 に 令 お 博 て 百 博 뭉 \mathcal{O} 士 位 \mathcal{O} 学 ょ を る有 位 に 博 す 相 る 士 当 \mathcal{O} 者 す称 Ś 号 旧 学 を 位有位 令 をす

務の除 職く大授 にあった。)におった。 た関い 者し て者 で二博 あ年物含 つ以館む て上に るも、教関者の二授す 年 `る 以准科 上教目 博授(物)、生 館助涯 資 教 学 料又習 関は概 係講論 実師を

育 委次を 員の行 会いつ のずた 推れ経 薦か験 すにを る該有 当するも で あ 0 て、 都 道 府 県 \mathcal{O}

物院 に 入 校 学 教 育 す 法第百二年 で 条 きる者 しつ、た で本 二を あ文 つの て規 、定 四に をの 年よ 以り 上大 博学

たた 関す学経者大館 で学資あに料 と育有の二関の法すて年係 、以実 る き九も六上務る十の年在を 以学行 上し 博 物六経 館十験 資 料单有 関位す 係以る 実上も 務 を 修 行得 つし

校教育は を 行 で第 た 者条 経 験 で第 あー を つ項 有 す ての る `規 八定 t の年に 以よ 上り 博大 学 物 館に 資 入

を 削る。

兀

大つけ格は十 てた点 `者をそ条記 が 認一を得の 定年含た免試験 し間む者除験及 た博。(を科びも物以試受目試 た博 の館下験けへ を資 「科た試認 試料筆目科験定 験関記の目科合 認係試全を目格 定実験部除の 合務合にく免 格を格つ 者行者いしを とつ しての受 すたと試全け る後い験部た にうのに者 文。免つに 部一除いつ 科でをてい 学あ受合て

2 第 + _ 条正 0 を 行 0 た 者 に 対

す

る

処

2

つの除 委次た職く大 学員の者に。学士会いあっに つにお た関い 者して で二博 あ年物 つ以館 て上に 教関 二授す 年 `る 以准科 上教目 学授介 芸 員助涯 補教学 の又習 職は概 に講論

あ師を

のず あ学推れ 位薦か すに る該 者当 す る で あ 都 道 府 県 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 職士 \mathcal{O} に 0 た を 者有 す る で あ 0 て 兀 年 以 上

員

た 者大 で学 あに つニ て年 以 六上 年 在 以学 上し 学 芸 六 員十 補 の単 職位 に 以 あ 上 0 を た修 者得 L

口

る十 そ者条学 上の で第校 他あ一教 つ項育 + ての法 、規 年 八定昭 以 年に和 上 以よ二 上り十 員 学大 芸学年 補 員に法 \mathcal{O} 職補入律 の学第 に あ職す る に + こ大と号 あ 0 0) で第 き九

兀 同

第 認つけ格は十 、二試 定てた点 者をそ条験 L 上た一を得の 者年含た免試定 を間む者除験 試学。一を科格 験芸以試受目 認員下験けへ 定補「科た試 合の筆目科験 格職記の目科 者に試全を目 とあ験部除の すつ合にく免 るた格つ 後者いごを にしての受 文と試全け 部い験部た 科うのに者 学。免つに 大一除いつ 臣でをてい があ受合て

同

十七条 0 同 行為 上 を 行 0 た 者 等 に 対 す る

処

2 第

[項を削る。

(学芸員補 となる資格 ! を 有 す る者と同 等以上 の学力及び

十八条 法第六 を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者として 文部科学省令で定める者は 法第六条第二号に規定する学芸員補となる資格 次 の各号 のい ず れかに該

する者とする。

を含めて六十二単位以上を修得した者大学に二年以上在学し、博物館に関 する 科 目 の単 位

する科目の単位を修得したものれかに該当する者であつて、大学 学校教育法施行規則第百 五十五条 15 お 第 V 項 7 博 各 物館 号のい に関 ず

第三章 て参酌すべき基準博物館の登録に係る基準を定めるに当たつ

き基準 博 物 館 0 体 制 K 関す る基準 を定 8 るに 当たり参 酌 す

行う体制に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を であって 九条 体制を整った基づい 営方針を策定し当該方針を公表するとともに、 録を公開することを含む。 :物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運,び第二十四条第一項第二号において同じ。)並びに 利用その他の方法により に基づき、 博物館資料の収集 法第十 同条第一 備していること。 第一項第三号に規定する博物三条第二項の文部科学省令で 相当の公益性をも 保管及び展示(インターネット 第四号、第二十一条第博物館資料に係る電磁 って 博 第二十一条第一 物館 で定 館資料の基準 を 運 並びに 営する 当該方 一的是記 収 準

を体系的に収集する体制を整備していること。 管理の 前号の 方針 基 本的 本的運営方 方針に対 方基針づ づく博 に基づき 物 館 資 博料 物 \mathcal{O} 館 収 資料 集及

> 3 び住所を官 前二 項 の処 報 12 分をし 公告する。 たときは 処 分を受け た者 0) 氏

名及

[条を加える。

章を加え る。

- 館資料を適 づき、 前号に いること。 規 所蔵する博物 定 切 する博物館 に 管 理 館 L 資料の 資料の 及 び 活 目録を作成し、収集及び管理の 用 する体 制 を 0 当該博 方 整 備 L
- 備していること。しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料の展示を行四、一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行
- 活用する体制を整備していること。で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果をご号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同工、単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十五

き基準)(博物館の職員に関する基準を定めるに当たり参酌すべ

職員の配置に係るものは、次の各号に掲げる事項とするであつて、同条第一項第四号に規定する学芸員その他の第二十条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準

学芸員が置 運営を行うことがで 前条第 号 カ 0) れて 基本的 V, ること。 きる館長が置か 運 営 方針 に基づい れ て て いること。 博 物館の管

に必要な職員が置かれていること。三一同条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営

参酌すべき基準)(博物館の施設及び設備に関する基準を定めるに当たり)

第二十 に係るも であ 条 0 は、 法 同条第一項知 次の各号に掲げる事項とする。 第二五項 号に規定する施設の文部科学省令で 及び 定 8 る基 設 備

きに る関博 物 館 び及調資 防び査料 犯設研の 備究収 が を 集 整安 備定保 さ的管 要れか及 て **つ** び い継展 る続示 こ的並 とに CK °行 に うこと 博 物 館 が 資 で 料

防 災施す 及設る \mathcal{O} た \Diamond に 必 な 施 設 及 び 設 備 を 有

利 博る 便 物 館と 性 \mathcal{O} \mathcal{O} 確 規 保模 及 0) び た め 展 に 示 必 内 要 容 な に 応 配 慮 じ が なさ 利 用 れ者 7 \mathcal{O} 安 1 る 全 及

滑 者 高 そ に 齢 利の者 用 他 す 博障 る 物害 た 館者 8 \mathcal{O} 利妊 \mathcal{O} 配 用娠 慮 に中 が困の な難者 さ を れ 有日 7 す本 る語 1 るこ 者を が理 博解 物 で をな

章

すす る学十 活校二 と動教条 とを育 す行及法 るうび第 者社二 並会十 び教五 に育条 学のの 識関文 経係部 験者科 の `学 あ家省 る庭令 者教で の育定 中のめ か向る ら上基 任に準 命資は

五. 章

律 地長府あを年のよに定当 △県つい法長り掲都す十申 百独大又てう律が作げ市る三 立学はは °第 、成る の施条の 川行に指当第百独し事教設 号政附定該二 三立た項育と法続 属都独十号行もを 委し第 人す市立五一政の記員て三 るが行条第法一載会文十 条地施設政に二人をし の部 方設置法お条へ た指科条 独にす人い第独国指定学第 項立あるのて一立立定を大-つ施長同項行の申受臣項 規政て設がじに政施請け又の 定法はに文 。規法設書よは規 人当あ部一定人にへう都定 す 法該つ科がす通あ別と道に 大て学設る則つ記す府よ 方 平学は大置独法で第る県り 独成の当臣す立へは九場若博 立十長該にる行平当号合し物)施、施政成該様はく館 政年が設都設法十施式、はに 法法一の道に人一設に次指相

同 上

第

るる学十 こ活校八 と動教条 とを育 す行及法 るうび第 者社二 並会十 び教二 に育条 学のの 識関文 経係部 験者科 の `学 あ家省 る庭令 者教で の育定 中のめ か向る ら上基 任に準 命資は

上

第 同

大一施 、施政成該に施教設十 学が設都設法十施次設育と九申 一の道に人一設に指委し条請 附そ長府あを年の掲定員て 属の一県つい法長げ申会文法手 す他大又てう律がる請の部第続 るの学はは。第、書書指科二 施施に指当第百独類 (定学十 設 設 附 定 該 二 三立等別を大九 にに属都独十号行を記受臣条) 政添第け又の ああす市立一 つつるが行条第法え九よは規 てて施設政に二人て号う都定 はは設置法お条へ 様と道に 当当にす人い第独国式す府よ 該該あるのて一立立にる県り 大施つ施長同項行のよ場若博 学設て設がじに政施り合し物 のをはに文。規法設作はく館 長設当あ部) 定人に成 、はに 置該つ科がす通あし博指相 がす大て学設る則つた物定当 当る学は大置独法ても館都す 該者の当臣す立へはの相市る 施(長該にる行平当)当の施

すす `

`除 県 に に に 人 < のあああ に該 教 つつつ 指 てて 育 う そ定が委ははは れ都指員当当当 ぞ市定会該該該 れの都 **一大施地** 提教市当学設方五 出育の該のを独 し委区施長設立 に な員域設 け会内(がす政 れ °に都当る法 7 ば第所道該者人 同 な二 在府施への ľ ら十 す県設大長 な五るがの学が い条場設所に ゛が に合置在附そ設 おにすす属の置 いあるるす他す てつも都るのる 同ての道施施施 じはを府設設設

事法指 を 所に 受け \mathcal{O} あ 所 てよ 地はうと す る \mathcal{O} 施 名 称 設 代設 表 者 者 のの 氏氏 名名 及 及 び くべ 主住 た所

定 を 受け うと す る 施 設 0 名 称 及 び 所 在

指 定 を 行 う者 が 定 \emptyset る 事 項

を 削 る。

2 - n 前 な 項 5 0) 指 定 申 請 書 に は 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 L な け

運 当 営 該 組施な 織 設い そ \mathcal{O} の運 他 営 13 0 施 関 設 す る \mathcal{O} 規 運 営 則 上 0 う 必 要 ち な 事 目 項的 を 定 開 \otimes 館 た日

す次の る条 書第 類 項 뭉 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 7 ること

そ 0 他 指 定 を 行 j 者 が 定 \emptyset る 書

備たの二 えと教十指 当てき育四定 該いは委条の し九施る、員審 のど請は部設うに、科 置か係前学 者をる条大 年規が審施第臣 一又 査 設 すが項は 、の都 のる り設も次指道 置のの定府 と各申県 す号請若るに書し 。掲のく げ提は る出指 要が定 件あ都 をつ市

取 第 設消 十 す る 日第 施か 設ら項に二の を い 定 そ に 経 法 ょ 第 L な 登 録 す 者 を る で 取 博 第 なり 物 く消館 項 さ に 0 かれ 0 規 1 そ て 定

> ら十す県設 な一るがの い条場設所。に合置在 おにすす いあるる てつも都 同ての道 じはを府 。、除県) 当くの に該。教 、指一育 そ定が委 れ都指員 ぞ市定会 れの都へ 提教市当 出育の該 し委区施 な員域設 け会内 れ。 に都 ば第所道 な二在府

該 施 設 0 有 す る 料 0) 目

L 直 た 接 書 該 面 及 施 び 設 义 0 面用 す る 建 物 及 び 土 地 0 面 積 を 記

当 す該 該 度 類 に お け る 事 業 計 書 及 び 予 算 0 収 支 0 見

兀 し 当関 た該書施 」類設書 0 長 及 び 学 芸 員 相 当 す る 職 員 0 氏 名

を

積

項 を 加える。

第 日件と教 件を備えているがでするときは、中教育委員会は、中教育委員会は、中教育委員会は、中教育委員会は、中教育委員会は、中教育委員会は、中教育委員会は、中教育委員会は、中教育を開発を開発しているが、中華の審査 を 加 か申博学査ど請物大 うに館臣 か係に又 をる相は 審施当都 査設す道 すがる 府 易 ・施 県 も次設若 ののとし と各しく す号ては るに指指 掲定定 げし都 るよ市 要うの

より 過 L な 指 い者でな 定 を 取 ŋ 消 いこと。 さ れ そ 0 取 消 L 0 日 カコ ら 二 年 を

部科学大臣又は都道府県若しくはの事業に類する事業を行うために 料に 会の定める基準に適合すること。 該 関 施 設 する調査研究を行う体 に お ける資料 0 収 集 制 が 保 指 必 管 要なも 定都 当該 及 び 施 市 展 設示が並 のの 教育委 とし 博 び 物 て

会の定める基準部科学大臣又は 科学大臣又は都道府県若しくは事業に類する事業を行うために 当該施 設における職員の 準に適合すること。 配置 が 指 必 要なも 当 定 都 該 市 施 の設 0 教育 として文 が 博 委員 物 館

兀 学大臣又は都 定める基準に 業に類する事 当 該 施 設の 業を行うために必 適合すること。 道府県若しくは 施設及び設 備 が 指 当該施 定都市 0 のとして文部 設 教 が 育委員会の 博 物 館 0) 科事

五 ・ 六 略

2 |号 |及 |び とあ を 資料」と を参酌して定めるも 員 号中 とあ 条(第七 るに当たつて 会は、前項第二文部科学大臣又 運営する」と、 次条及び第二 「法第三十 るの) 四 号 る 号 博 中 物 は 0 前項第二号から第四学大臣又は都道府県 司 号を除く。 は 「学芸員に相 条第一 館資 一条第 +博 指 は、 物 料 定 一条に 第二 施設」 館 第十 都道府県若 」とあるの のとする。この場合におい + 中 当す 条第 · 九 条 とあるの と 博 Ś 号までに規定する基準を定若しくは指定都市の教育委 から第二十 は 職 号及び第三号中「博物館 物 同 員 館資料」とあ は 条第二 「資料 ح, 指定施設」 号 と、 条ま 第二 中 +学芸員」 る て での規定 同 とす 条第三 のは 条第 第十

資料 博 を整備していること。物館の事業に舞する事 する事 業 を 達 成 す る た 8 必 要

な

専 用 博 0) 物 施 館 設 0 及 事 び 設 備 類する事 を 有す ること。 業を達 成 す る た め 必 要 な

学芸員 に 相 す る 職 員 が いること。

「項を 四 • 五 加える。 [同上]

2 同 上

3

略

第

大臣又は都道府県若-第二十五条 法第三十一(報告)

- くは指 を 第 -

定都市の教育委員会が博物項の規定に基づき文部科学

報 告

第 0) 教育委員会の指定する博十一条 文部科学大臣又 文部科学大臣又は都 物 館 道 相 府県若 当 す ,る施設 L くは指 以 定 下 都 市

告該者人行に指当該つ し施への 政附定該施た な設大長法属都独設とい 相 けの学が人 す市立のきう るが行長は す ゛が ば在附そ設施設政が る なす属の置 設置法 直が 施 らるす他す にす人独ち前 な都るのるあるの立に条 い道施施施つ施長行そ第 。府設設設 て設が政の 7 県ににに はに文法旨項指 のあああ当あ部人をに定 該つ科が 教つつつ 規し ててて 大て学設国定た 委ははは学は大置立す施 員当当当 の当臣すのる設 会該該該 長該にる施要)施 `施設件 に大施地 `学設方が設都設にを そのを独 一の道にあ備 れ長設立地長府あつえ指 置行方へ県つてな 定 < れがす政独大又ては 施 報当る法立学はは当な設

要指の 件定教十 六 にし 育 関た委条 し指員 `定会文 必施は部 要 設 なに自学 報対ら 大 告し法臣 `第又 を 求 第 は \otimes + + る こ四条府 لح 条第県 が第一若 項し で き項の < に規は 規定指 定に定 すよ都 るり市

取 L

定 十指 取七定 条の ŋ 消 法 消 第 لح が + で き 条 る 第 事 由 項 は 規 定 次 0 す る لح お 指 り 定 施 す 設 る \mathcal{O} 指

が 0 た 物 と 館 法 る 0 第三十 と 事 き 類 す 第 る 事 項業 を \mathcal{O} 行 規 定 う に 施 Լ 設 る 12 指該 当し 定 をし なく

偽 ŋ ょ そ る 0 他 定 不 を受 正 0) け 手 たと 段 12 き ょ ŋ 法 第三十 条 第 項 \mathcal{O}

第定 を + と 五. き 条指 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 報 告 を せ ず 又 は 虚 偽 0 報

指 前 定 条 都 \mathcal{O} 市 規 定に 0) 育 よる文部 : 委員 会の 科 学大臣又は 求 めに 対 L 都道 て 報 告 府 をせ 県若しく ず

> し施へ長該にる施る博 `施設要物 な設大一施 けの学が設都設に件 れ所に \の道にあを 相 ば在附そ長府あつ欠 なす属のへ県つてく らるす他大又てはに 設 な都るの学はは当至 い道施施に指当該つ 。府設設附定該施た 県にに属都独設と う のああす市立のき 教つつるが行長は 、が てて施設政が 委はは設置法 員当当にす人独ち二 会該該あるの立に十 に大施つ施長行そ条 、学設て設が政の第 そのをはに文法旨-れ長設当あ部人を項 置該つ科が れがす大て学設国規 報当る学は大置立定 告該者の当臣すのす

+

第 `市 求 め第の十 る二教三こ十育条 と条委 が第員文 会部 で き項は科 るに、学 規そ大 定の臣 す指ま る定た 要しは 件た都 に博道 関物府 し館県 `相若 必当し 要施く な設は 報に指 告対定 をし都

十指

第 き 条 の 号 第教 を は、 又 育 四定 加 は 項委 条の え 当 該 員 虚 る。 偽 規会 文 消 定は部 指 0 定 申 す 科 る 請 そ を 要 取 0 大 件 指 臣 1) 基 又 消 を定 す は L て < た 都 指 に博 道 とす 定 至物 府 L 県 0 館 るた。東 若 た相 事 ŧ 当 L < 実 施 \mathcal{O} と 設 が 指 発 見 第 \Diamond 定 た二都と十市 L

号 を 加 え る。

号 を 加 Ż る。

号 を 加 え る。

章 を削 る。

第 五 章 雑則

られる者 (学士 0) 学位 を有 する者と同 . 等 以 Ŀ の学力があると認 め

第二十五条 学士の学位を有する者には 第五条第 号及び 第九条第三号イ 次に掲げる者を含むも に規 定する 。 と

士の称号を有する者 旧大学令(大正七年 勅令第三百八十八号) による学

する。

学校教育法施行規 第百五十五条第一 則 項第二号 昭 和 + ら第八号までのい 年文部 省 令 第十 ず

カ

短期大学士の学位を有 する者と同 等以 上 0 学力が あ る

れ

カ

に該当する者

と認められる者)

第二 十六条 学に二年以上在学し 旧大学令、 次に掲げる者を含むものとする 第五条第二号及び第九条第三 旧高等学校令 六十二単 大正 · 位 以 七年勅令第三 上を修得した者に 号口 に規定 百 する

九 号) 百八号)の規定による大学予科、 カ 又は旧教員養成諸学校官制 学校教育法施行規則 に該当する者 校又は教員養成諸学校を修了し、 旧専門学校令(明治三十 第百 五十五条第二項各号のい 科、高等学校高等科、(昭和二十一年勅令第 六年勅令第六十一号 文は卒業した者 学校高等科、専 年勅令第一 ず

られる者 (修士 の学位を有する者と同等以 上 の学力が あると認 め

第二十七条 者には、 該当 する者 学校教育法施行規則第百五 第九条第 を含むものとする。 号に規定する修 +士の学位を有する 六条各号の いずれ

(博士 の学位を有する者と同等以上の学力があると認め

備 考 表 中 0) 0) 記 載及 び 対 象 規定 の二重 傍線 を 付 L た 標 記 第二 部 され 二十八条 | 外国においる 分 た者 を 旧学位令(大正九年勅令第二百号)は、次に掲げる者を含むものとする た者を含むもの 除 職学位 < 外国に 全 第九 第九条第 体 を に 条第 お 有 て博士の学位に相当する学位を授与され 付 い す L とする て る 号に規定する博士の学 た 専 号に 者 傍 門 と同 線 職 規定する専 は 学 等 注 位 以 記 に相当する学位を授与 上 で 0) あ る。 門職学位を有 学 る。 による博 · 力 が 位 あ ると を 有 士 する 0) 認 す る め 称

別

記第一

号様式及び別記第三号様

式

から別

記

第

九号様式までを次

のように改め

る。

別記第1号様式(用紙の大きさは日本産業規格A4)

(試驗認定受驗願書)

試験の免除を受けたい試験科目名	添えて願い出ます。 受験資格 博物館法施行規則第5条 受験場所	下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を					<u>KX 八印概</u> 文部科学大臣殿	17 7 ED &C.	
日名	規則第5条	規則による	千						ATA
	: 第1号	5学共員6	所						験
	第2号	の資格認							願
	第3号	定を受けれ			氏 名	ふりがな			書
	第4号	たいっ							
	号 第5号	りた必要		年				件	
		きな書		月				月	
	に蒸当	類を		日生				Ш	

- (注) 1 受験資格中の該当番号を○印で囲むこと。
- 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

(審査認定受験願書)

AN

験

涇

#

併

圧

Ш

収入印紙

文部科学大臣殿

K

名

併

且

日生

ふりがな

严

な書類を添えて願い出ます。 下記により博物館法施行規則による学芸員の審査認定を受けたいので必要

受驗資格 博物館法施行規則第9条 第1号 第2号 第3号 第4号 に該当

(注) 1 受験資格中の該当号数を〇印でかこむこと。

受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

2

別記第3号様式(用紙の大きさは日本産業規格A4)

潠 霽 뾍 刑 □⊳ 裕 -# 删

11111

併 田

ш

文部科学大臣 殿

氏 生年月日

者として認定していただきますようお願いします。

項に規定する職の実務を含む。)を行ったことを申請しますので、学芸員資格認定の試験認定合格 博物館法施行規則第十二条第二項の規定に基づき、下記のとおり一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務(博物館法第五条第二

Ĥ 野

電話番号

※以下所属長記載欄

I									所属長所見	所属	ω
1						時間	週間当たり	13	蒜	勤務形態	N/D4
						日勤務	1週間当たり	13	9	常勤職員の	沚
l		設置)	Д	升	~	の施設	ア・イ以外の施設	4			
		指定)	旦	仲	$\widehat{}$	指定施設(博物館法第 31 条第 1 項)	指定施設(#	_	663	施設の区分	並
		登録)	Ш	平	$\widehat{}$	登録博物館(博物館法第 11 条)	登録博物館	7			
							2110	勤務先の施設について	もの施	勤務!	2
								月	单	UN	HXI.
								用	单	ш	⊞
l	₽	2	_	135	蛝	勤務日数・時間数	曼	Ξ	差	土	
	B)	#	-	**	Hotels	1週間当たりの		#	#		4
1							Á	在職期間等について	朝間等	在職	Н
J											

と関連する事業に関する実務に従事したことを証明する。

(施設名・役職・氏名)

申請者が上記のとおり博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これ

別記第4号様式 (用紙の大きさは日本産業規格A4)

		上記の		
	升	上記の者は博物館法施行規則により学3 学芸員となる資格を有することを証する。		
	月	± 施行規則 すすること		□⊳
	ш	上記の者は博物館法施行規則により学芸員の 芸員となる資格を有することを証する。		格
) (試驗認定)	Ж	뺁
文 贈			7	П
本本		認定) {		
吟		年 月(審査認定) に合格し、		証第
		田 升		中

別記第5号様式 (用紙の大きさは日本産業規格A4)

筆 記 試 験 合 格 証 書 証第 号

氏 名

月 日生

併

ついて合格点を得たことを証する。 上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部に

本証書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務(博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。)を行った後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となるものとする。

Д

併

部科学省

aggreent

別記第6号様式 (用紙の大きさは日本産業規格A4)

		合格し学芸員となる資格を有することを証明します。	上記の者は			
	件	となる資	年			
	Д	格を有す	月博物			□≽
	ш	ないとを	月博物館法施行規則による学芸員の			格
		証明しま	規則によ			Ħ
		4	事金の、			明
×			9		凩	П ІЩ
跨 季			(試験認定)	年	砼	
4						
龄			(審査認定) に	旦		令 証第
			F	日生		中

別記第7号様式(用紙の大きさは日本産業規格A4)

第 記 試 験 合 格 証 明 書 令 証第

da

氏 名

年 月 日生

ついて合格点を得たことを証明します。 上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部に

れることにより試験認定合格者となります。 ける博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務 (博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。)を行った後に文部科学大臣に認定さ 本証明書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間博物館にお

Д

#

部科学省

X

別記第8号様式(用紙の大きさは日本産業規格A4)

別記第9号様式 (用紙の大きさは日本産業規格A4)

指定申請 1111

記号番号 年 月

Ш

礟

申請者

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

博物館法の規定により、下記施設を博物館に相当する施設として指定されるよう別添関係

書類を添えて申請します。

뺍

設立年月日

設置者

代表者の氏名

施設名

施設所在地

無差 お、都道府県又は指定都市の教育委員会に申請する場合にあっては、当該都道府県又は指定都市の教育委員会の定めるところによるものとする。 事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。 な 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載

附則

施行期日)

第 条 ک \mathcal{O} 省 令 は 令 和 五. 年 兀 月 日 カュ 5 施 行 す る。

(経過措置)

第二 月 1 \mathcal{O} さ け と 三 + る 博 7 条 れ 1 う。 + لح 五 物 る 1 博 条 認 る 館 £ 物 法 施 日 \mathcal{O} 8 \mathcal{O} 館 る 設 ま 規 施 附 文 で で 定 行 法 ŧ 則 部 第 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 間 適 を 科 改 則 学 用 除 部 正 条 は < ° 第 に 以 を 大 法 下 博 臣 12 六 改 0 項 物 7 以 \mathcal{L} ょ 又 正 下 す 館 7 \mathcal{O} は る \mathcal{O} る 法 条 都 改 規 は 施 定 12 \mathcal{O} 道 正 法 律 行 条 お 府 後 に 同 ょ 規 条 12 県 1 \mathcal{O} 令 則 若 博 り、 中 お て \mathcal{O} 11 L 物 和 \neg 前 7 新 < 兀 __ 館 改 部 条 規 は 法 正 年 第 指 法 則 第 を 4 法 改 な 定 12 三 律 --- 第 正 都 十 ょ と 項 L す 指 る 1 市 --- う。 لح 定 + る 条 改 \mathcal{O} 省 施 教 第 あ 兀 正 令 設 育 号 る 前 _ \mathcal{O} 第 項 委 \mathcal{O} 令 لح 員 は 博 以 \mathcal{O} + 会 下 和 指 1 物 五. う 定 \sum 兀 が 館 年 前 条 を 法 \mathcal{O} 受 文 条 第 \sum_{i} 第 項 部 第 に \mathcal{O} け に __ 科 --- 0 項 省 7 +お 学 令 九 項 1 \mathcal{O} 1 1 省 7 7 要 に る 条 令 令 件 ょ \mathcal{O} \mathcal{O} ŧ 第 和 新 を る 指 改 \mathcal{O} + لح 定 規 備 改 正 年 則 4 を 法 え 正 \equiv 第 て 後 な 受

号) 次 項 4 に 条 な に لح L ょ お 指 る あ 改 定 1 る て 施 正 \mathcal{O} 設 は 前 旧 に \mathcal{O} 博 博 法 0 1 物 物 لح て 館 館 法 1 法 \mathcal{O} う 新 施 \mathcal{O} 規 行 部 則 規 第 第 則 を 改 + 次 + 正 す 六 条 九 条 条 る に 法 \mathcal{O} お と、 律 規 1 定 7 令 \mathcal{O} 第二 適 旧 和 規 兀 用 + に 則 年 兀 法 0 律 1 と 条 第 第 7 1 う。 は 項 + 兀 同 号) 第 لح 条 中 あ る + に 条) 法 \mathcal{O} ょ 第 は る _ 三 改 第二 + لح 正 す 前 + 条 る \mathcal{O} 法 第 兀

条 第 項 令 和 + 年 月 \equiv + 日 ま で \mathcal{O} 間 は 旧 規 則 第 +

条 第 項 کے あ る \mathcal{O} は 旧 法 第 + 九 条 لح す る

3

4

な

L

指

定

施

設

に

0

1

て

 \mathcal{O}

新

規

則

第

+

七

条

 \mathcal{O}

規

定

 \mathcal{O}

適

用

に

0

1

て

は

同

第

号

中

法

4 4 な L 指 定 施 設 は 令 和 十 年 \equiv 月 + 日 ま で に 新 規 則 第 十 匹 条 第 項 \mathcal{O} 要 件 を 備 え て 11 る

旨 \mathcal{O} 文 部 科 学 大 臣 又 は 都 道 府 県 若 L < は 指 定 都 市 \mathcal{O} 教 育 委 員 会 \mathcal{O} 確 認 を 受 け る ょ う 努 8 な け れ ば な

らない。

(社会教育調査規則の一部改正)

第 \equiv 条 社 会 教 育 調 査 規 則 昭 和 三 + 五. 年 文 部 省 令 第 + 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

次 \mathcal{O} 表 に ょ 1) 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 し た 部 分 \mathcal{O} ょ う 12 改 8 る

第 九一三 5条定 5 指条自き 十定の治文指八 五し十法部定 た九へ科施略 □博第昭学設□ 略物一和大 館項二臣博 にの十又物 相指二は館 改 当定年都法 す都法道第 正 る市律府三 施を第県十 後 設い六若 をう十し条 い。七く第 う一号は 。の)指項 教第定の 育二都規 委百市定 員五へに 会十地基 が二方づ 第 (条定 5 相項昭部 十当の和科博八 五す指二学物 同 同上 同 をを法は施 いい律都設 うう第道 六府博 一十県物 改 の七若館 正 教号し法) く第 育 委第は 前 員 二指十 会百定九 が五都条 指十市の 定二(規 し条地定 たの方に 博十自基 物九治づ 館第法き に一一文

2 第 2 第 六~ 四一五 五. 物博 略 条報 (条調 5 5 4 1 館物 略 告 (博三 査 九 類館 二事 \mathcal{O} 票博3物 略義 似 一略物 館。略項 施指 略□ 略 務 館二調門 設定 、略 査 欄 及 の施 び 長 設 方 定 及 法 施 てド 等 設 博 又 は 前 略 博 条 物 第 館 類 項 似 第 欄 施 兀 設 号 0) \mathcal{O} 別 事

大の育法 `設施都臣長施人国 学育指設 大施定及 臣設施び の、設博 指 体 物 定育博館 す施物類 る設館似 期及類施 日び似設 ま劇施並 で場設び に 文音青独 部楽少立 科堂年行 学等教政

県は館置 | 施定 年同市の、、す 教種町教都図る都、設道には設が立 育施村育道書指道体、府提 施設立委府館定府育博県出文女置指 、施県施物立す部性す定 `の員県 博公会の博設が設館のる科教る施 女物民に教物及設、類図 性館館提育館び立劇似書 教 、、出委 `博団場施館 育指公す員指物体、設 施定民る会定館で音、 の施類あ楽青書 定設似る堂少館 め及施地等年同 るび設方及教種 期女並独び育施 日性び立生施設 ま教に行涯設 で育私政学、博 に施立法習女物 都設の人セ性館 道の公がン教 府長民設タ育指

設施館

体、似

育博施

施物設

`類図

劇似書

場施館

音 `図

楽青書

設 館

設 類

2 同 上 項

及 博

び物

博 館

第

六 〜

条報

告

2

5

九

同 似

行 国 。学育相博 大施当物 臣設施館 Ø ' 設 類 指体 定育博施 す施物設 る設館並 期及類び 日び似に ま劇施独

るびに人セ性物 同市期女私がン教館都に 青種町日性立設タ育相道文音青政立士 少施村ま教の置 | 施当府部楽少法の 年設立で育公す、設施県科堂年人博 教、のに施民る都、設立学等教が物 育博公都設館博道体、の大の育設館 施物民道の、物府育博図臣長施置相 設館館府長図館県施物書には設す当 県は書相が設館館提 女博公の、館当設、類、出文女博設 性物民教都、施立劇似図す部性物 教館館育道博設団場施書る科教館び 育相類委府物及体、設館 施当似員県館びで音、同 設施施会の、博あ楽青種 設設に教博物る堂少施 、、提育物館地等年設 育博図出委館類方及教 施物書す員相似独び育博 設館館る会当施立生施物 の施設行涯設館 劇似図 定設並政学 場施書 め及び法習女博

(条調

四一五 5 4 1 5 博三 博3物[同上] 館、 博 物 館 相 施 設 又 は

上 0 一同物 物 同 淵同上 義 館博 同 上 上 務 同查上 上 類物 及 似館 び 施相 方 設 当 法 の施 長 設 前 同 条 第 博 物 項 館 第 類 欄 兀 似 号 施 0 設 事 0 別 項

沖 縄 \mathcal{O} 復 帰 に 伴 う 文 部 省 関 係 省 令 \mathcal{O} 適 用 \mathcal{O} 特 別 措 置 等 関 す る 省 令 \mathcal{O} 部 改

正

備 考

表

中

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

記

載

は

注

記

で

あ

る

町等に除地堂 村の私く方等 の長立。独及 教はのご立び 育、博が行生 委市物設政涯 員町館置法学 会村類す人習 にの似るへせ 提教施指都ン 出育設定道タ す委、施府し る員体設県、 会育及を市 の施び設町 定設博立村 め及物団が るび館体設 期劇類に立 日場似含団 ま、施む体 で音設場で に楽並合あ 市堂びをる

書る、施指設で八人 似す法涯施施町る令館指都設定は定条調 `め 施る人学設設村市別、定道、施 査 ``立町表博施府体設都る令票 館立県四等 類調欄び施る楽、、員第 `置タ教館育省 図すし育、施令

、定都セ女博の村第物設県育、道都別の 体施道ン性物公の四館及が施博府道表配 育設府タ教館民教の、び設設物県府第布 館育二指博立、 施及県 〕 育、 、施指、委の定物団劇類ののの、 設 び を 及博設市設定公員項施館体場似図教二 び物立町、施民会第設類で、施書育の 劇館団村体設館が六及似あ音設館委項 場類体が育、 似に設施博似査第女設地堂青図会四 音施含立設物施す一性並方等少書が欄 楽設む団、館設べ号教び独及年館調第 堂並場体劇類、きの育に立び教同査一 等び合で場似図社文施私行生育種す号 とにをあ、施書会部設立政涯施施べの す私除る音設館教科との法学設設き文 る立く地楽、、育学す公人習、、社部 の。方堂青図施省る民がセ女博会科 博
強
等
少
書
設
令
。
館
設
ン
性
物
教
学 物が立及年館はで 館設行び教同、定

類置政生育種市め

育の設ン性博設で八へ る立が立及年施町る令施公置タ教物は定条調 `め 、施相都る令票 物す法涯施博の村第す、博都設当道都別の 館る人学設物公の四る図物道 ` 施府道表配 。書館府体設県府第布 館相県育、立県四等 `当が施博ののの` 博施設設物図教二 物設立、館書育の 館及団劇類館委項 、び 体 場 似 、員 第 博博で 、施図会四 物物あ音設書が欄 館館る楽、館調第 相類地堂青同查一 当似方等少種す号 施施独及年施べの 設設立び教設き文 及並行生育、社部 びび政涯施博会科 女に法学設物教学 性私人習 `館育省 教立がセ女、施令

第

す私ご独等少種市め の設行び教設村市別設民すし育館 博置政生育、立町表と館る 類博へ習、館民教の 似物都セ女、館育二 施館道ン性博、委の 設相府タ教物公員項 当県 | 育館民会第 体施を、施相館が六 育設設市設当類調欄 施及立町、施似査第 設び団村体設施す一 設べ号 及博体が育、 び物に設施博、きの 劇館含立設物図社文 場類む団、館書会部 `似場体劇類館教科 音施合で場似、育学 楽設をあ、施図施省 堂並除る音設書設令 等びく地楽、館はで とに。方堂青同、定

期劇類場で、 日場似合あ音 `施をる楽 で音設除地堂 に楽並く方等 市堂び。独及 町等に一立び 村の私が行生 の長立設政涯 教はの置法学 育、博す人習 委市物るへセ 員町館博都ン 会村類物道タ にの似館府し 提教施相県、 出育設当を市 す委、施設町 る員体設立村 会育及団が の施び体設 定設博に立 め及物含団

るび館む体

第 兀 条 沖 縄 \mathcal{O} 復 帰 に 伴 う 文 部 省 関 係 省 令 \mathcal{O} 適 用 \mathcal{O} 特 别 措 等 12 関 す る 省 令 昭 和 匹 + 七 年 文 部 省

第 + 八 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

次 \mathcal{O} 表 に ょ n 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る

改正後

第

`び第あ十に学の十 務展 示そ第 二つ四沖芸事六学 行及れ三十た条縄員業条芸 つびぞ号四期第県補に 員 た調れ並号間一にの類法の 期査、びごは項所職すの資 間研博に第、の在にる施格 と究物第五博規す相事行認 みそ館十条物定る当業前定 二第館に博すをにの なのに す他お条二法よ物る行琉受 け第号施る館職う球験 れる 一及行資ににも政資 博項び規格おあの府格 لح 関物の第則にいつにが等 連館規三 (基てたお設に す 資定号昭づ沖期い置関 る料の ` 和い縄間てすす 事の適第三て特又学るる 業収用九十学別は芸施経 集に条年芸措法員設過 に つ第文員置の若で措 保い二 部の令施し博置 す る て号省職第行く物 |は及||令に二後は館

改正前

第 れ並令に二後はの十 び第あ十に学事六学 学に二つ四沖芸業条芸 第十た条縄員に 十四期第県補類法の 二号間一にのすの資 条一は項所職る施格 \mathcal{O} 職第第、の在に事行認 一五博規す相業前定 に あ項条物定る当をにの の第館に博す行琉受 た規二法よ物るな球験 期定号施る館職う政資 間の及行資ににも府格 と適び規格おあのが等 み用第則にいつに設に なに四 すつ号昭づ沖期いすす 和い縄間てるる て第三て特又学施経 は九十学別は芸設過 、条年芸措法員で措 そ第文員置の若博置 れ三部の令施し物 ぞ号省職第行く館

国立大学法人法施行規則の一部改正

第 五. 条 玉 立 大 学 法 人 法 施 行 規 則 平 成 + 五. 年 文 部 科 学 省 令 第 五. + 七 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す

る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ ŋ 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う 12 改 8 る

備考 表中の[]の記載は注記である。	第二十七条 [略] と読み替えるものとする。	改正後
	第二十七条 [同上] ままみ替えるものとする。	改正前